

社会福祉法人岩国市社会福祉協議会会員規程

改正 平成29年4月1日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩国市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項に規定する会員について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正（平成29年4月1日）

(会員)

第2条 本会の会員は、次のように区分するものとする。

- (1) 一般会員 岩国市に居住する一般世帯又は個人
- (2) 賛助会員 本会の事業に参加、協力又はその活動を支援する個人、団体及び法人等

(会費の納入)

第3条 会費は随時納入とし、毎年3月末日までに会費納入書等によって徴収する。

2 前項の規定により納入された会費は、過誤納の理由以外では返還しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間は旧社会福祉法人岩国市社会福祉協議会、旧社会福祉法人由宇町社会福祉協議会、旧社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会、旧社会福祉法人本郷村社会福祉協議会、旧社会福祉法人周東町社会福祉協議会、旧社会福祉法人錦町社会福祉協議会、旧社会福祉法人美川町社会福祉協議会及び旧社会福祉法人美和町社会福祉協議会の会員規程等をそれぞれ適用するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

